

京都府

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			6.6E-1	3.9E+1	39.7
64	エトフェンプロックス	3.7E+1	1.1E+1	9.6E+0	3.0E+1	88.2
117	テブコナゾール				3.1E+0	3.1
139	トラロメトリン			9.3E+0	2.3E+0	11.6
140	フェンプロパトリン			4.4E+0		4.4
153	テトラメトリン	4.0E+2	6.1E+0	3.6E+2	1.2E-1	769.2
181	ジクロロベンゼン	8.5E+2	1.7E+2			1,020.7
225	トリクロルホン		5.7E+0			5.7
248	ダイアジノン		6.1E-1			0.6
251	フェニトロチオン		1.5E+2	5.5E+0		156.2
252	フェンチオン	8.9E+0	5.5E+1	8.9E+0		73.0
256	デカン酸				4.5E+0	4.5
350	ペルメトリン	5.0E+1	3.1E+1	3.0E+1	6.4E+1	174.5
405	ほう素化合物		6.2E-2	8.4E+1	1.4E+0	85.1
427	カルバリル			3.2E+2		316.3
428	フェノブカルブ			2.0E+2	1.7E+2	376.7
457	ジクロールボス	1.8E+2	5.4E+2			726.6
合 計		1.5E+3	9.7E+2	1.0E+3	3.2E+2	3855.9

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等